



平成 29 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社プロスペクト  
代表者名 代表取締役社長 カーティス・フリーズ  
(コード番号 3528 東証 2 部)  
問合せ先 代表取締役常務 田端 正人  
(TEL 03-3470-8411)

### 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告と当社の見解について

本日、証券取引等監視委員会（以下、「監視委」）から、下記記載のとおり、当社の米国子会社である Prospect Asset Management, Inc.（以下、PAMI）に金融商品取引法違反（内部者取引）の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の発表がなされました。

当社といたしましては、勧告において監視委が認定している内容は事実と異なるものであると考えておりますが、当該発表により、株主の皆様、取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 勧告の内容

##### (1) 指摘事実の概要

勧告にかかる法令違反の事実関係の概要は、「PAMI は、その運用担当者において、株式会社トライステージ（以下、トライステージ社）との契約の締結交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、Shareholders' Consensus Fund L.P.（以下、SCF）に出資された資産の運用として、同重要事実の公表がされた平成 27 年 10 月 20 日より前の平成 27 年 9 月 25 日から同年 10 月 19 日までの間、トライステージ株式合計 3 万 6500 株を買付価額合計 7476 万 7600 円で買い付け、もって、PAMI の親会社等の同年 10 月度における SCF への出資割合である 66.6746 パーセント相当については自己

の計算において、それ以外については自己以外の者である SCF への出資者の計算において、同株式を買い付けた」というものです。

## (2) 課徴金額

かかる法令違反行為に対し、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金額は、329 万円です。

## 2 当社の見解

勧告における指摘事実は、PAMI がトライステージ社との契約の締結交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知っていたことを前提としています。しかし、PAMI の運用担当者は、監視委の問題とする時点において、トライステージ社から、自己株式取得を決定した旨の伝達を受けた事実はありません。

したがって、監視委が認定している内容は事実と全く異なるものであり、勧告という判断は誤ったものであると確信しております。

当社としましては、今後の PAMI に対する金融庁の審判の中で、当社の見解が正しいことが明らかとなり、課徴金が課されない旨の決定が出されるものと考えております。

以 上